

都市環境協会は、市民に対して都市環境の保全・改善に関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的としています。

春暖の候 皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今回は、大変嬉しいご報告があります。日の出2丁目の寄附物件（空き家研究施設・用地）に対しまして、ついに租税特別措置法第40条承認申請に対して国税庁より承認をいただきました。2016年6月に第1回目の申請書の提出を行い、その後計6回以上もの申請の訂正・追加を重ね、4年近くの歳月をかけての承認となりました。NPO法人に寄附いただいた建物や土地に対しての承認は前例がないため、承認に至るまでの道のりは困難でしたが、今後は、このノウハウを基に空き家寄附を増やし、事業を行うと共に空き家問題の一助となり得るよう活動していきたいと思っております。



当協会も応募します。



『空き家対策の担い手強化・連携モデル事業』募集について



事業の概要

空き家対策については、全国の地方公共団体において取組が進められているところですが、その課題は多岐にわたり、案件毎に要する専門的知識や解決方法も様々です。空き家対策を一層加速化させるためには、多様な相談に対応できる人材の育成を行うとともに多様な専門家等と連携した相談体制を構築し、個別課題の解決を行い、その解決事例を蓄積していく必要があります。また、同時に、高度なノウハウを要する共通課題の解決を図る取組を支援し、そのノウハウを普及させることも重要となります。

国土交通省では、上記の理由から、全国の空き家対策を一層促進するため、空き家に関する多様な相談に対応できる人材育成や専門家等との連携による相談体制の構築、空き家の発生抑制等の共通課題の解決を行うモデル的な取組を支援し、その成果の全国への展開を図る事業を実施しています。

空き家対策の担い手強化・連携モデル事業

事業内容

令和元年度予算:3.39億円(1.13倍)

1. 人材育成と相談体制の整備(個別課題の解決)

空き家に関する多様な相談にワンストップで対応できる人材の育成、地方における法務、不動産、建築等の専門家等と連携した相談体制を構築する取組を支援。



各地における空き家対策を加速するため、空き家に関する多様な相談に対応できる人材育成、多様な専門家等との連携による相談体制の構築、地方公共団体と専門家等が連携して共通課題の解決を行うモデル的な取組について支援を行い、その成果の全国への展開を図る。

2. モデル的取組への支援(共通課題の解決)

スケジュール(R元)

空き家の発生抑制、除却、利活用等における高度なノウハウを要する事例について、具体のケーススタディとして蓄積する取組、全国の多様な取組事例について情報共有を行う取組を支援。

<取組例>

- 「発生抑制」・相続登記の徹底を促す取組
・成年後見制度、民事信託の利用等
- 「除却」・財産管理制度の活用
・効率的に所有者を特定する取組
- 「利活用」・地域において空き家を活用する取組
・活用の際の建築基準法等の対応についての整理

- 5/20 募集開始
(募集期間)
- 6/19 応募締め切り
(応募内容審査)
- 7月 採択団体決定
(交付申請手続き)
- 8月 交付決定
- 秋頃 中間ヒヤリング
- 2月 成果報告会
- 3/2 事業完了
- 成果の公表、横展開

事業実施期間

事業要件 ・地方公共団体と専門家等が連携して実施
・本事業の成果を広く公開

事業主体
市区町村、民間事業者等

補助率
定額補助

事業期間
H30年度～R2年度

【団体名】
NPO法人 都市環境協会
【事業名称】
新潟市 空き家を隣地に集約する事による空き家削減



都市環境協会では、空き家の寄附を募集しております。

〒951-8077 新潟市中央区烏帽子町3109 TEL/FAX: 025-225-1131
✉ yashinominouta@ybb.ne.jp ホームページ⇒『都市環境協会』で検索/事務局(美濃)